

第13章 公害防止の取組

第1節 公害防止管理者制度

工場における公害防止体制を整備し、産業公害を防止するため、昭和46年6月に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、昭和47年9月から特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関して必要な専門的知識及び技能を有する公害防止管理者等の選任が義務付けられました。なお、選任等をしたときは知事又は宮崎市長等への届出が必要です。

第2節 融資等

中小企業の公害防止については、防止施設の設置等が適切に行われるよう、金融面をはじめ種々の助成措置が講じられています。

本県では、公害を防止するための資金について、宮崎県中小企業融資制度の公害対策や地球環境対策に対する融資制度として「みやざき成長産業育成貸付」を設けています。

融資条件（令和3年度）

融資対象	公害防止施設及びエネルギー使用の合理化に資する施設の整備を行う中小企業者及び組合
資金の用途	公害防止等のための設備資金及び運転資金
融資限度	設備資金及び運転資金の合計で5,000万円
融資期間	設備資金15年（うち据置1年半）以内　運転資金15年（うち据置1年半）以内
融資利率	原則年0.8%以内（10年間固定）※10年超は金融機関所定金利（令和4年3月末現在）
保証料率	原則年0.40%～年1.50%（令和4年3月末現在）
取扱金融機関	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金、みずほ銀行
その他の	商工会議所、商工会又は中央会で融資要件の確認を受けた事業計画書の提出が必要です。
お問い合わせ先	取扱金融機関、信用保証協会、宮崎県商工政策課経営金融支援室、商工会議所等